

揖斐川水辺空間施設使用
基本協定書（案）

揖斐川水辺空間利活用事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、桑名市（以下「市」という。）と●●●（以下「受託者」という。）との間で、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、受託者が本事業を実施するために、第2条の規定に基づき市との間で本事業に関する「揖斐川水辺空間」施設使用契約（以下、「施設使用契約」と言う。）を締結させること、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めることを目的とする。

（施設使用契約の締結）

第2条 市及び受託者は、本事業に関して令和6年12月25日に公表された揖斐川水辺空間利活用マネジメント事業者公募型プロポーザル実施要領及び付属資料（その後提出締め切りまでに公表されたそれらの修正を含む。以下「プロポーザル実施要領」という。）において提示された条件及び、受託者が令和6年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式（以下「本件提案」という。）に基づき、市と受託者の間において円滑な各年度の施設使用契約の締結に向けてそれぞれ最大限努力するものとする。

2 市及び受託者は、第7条の規定に基づく本協定の有効期間の最終年度を除く毎年3月10日を目途として翌年度分の施設使用契約を締結する。

（準備行為）

第3条 受託者は施設使用契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で受託者に対して協力するものとする。

（施設使用契約の不成立）

第4条 市及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により市と受託者が施設使用契約の締結に至らなかった場合には、既に市と受託者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第5条 市と受託者は、本事業または本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、当事者の弁護士とその他本事業の協力者に開示する場合、受託者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第6条 本協定は、市と受託者の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、施設使用契約の締結に至らなかった場合、または施設使用契約に基づく事項により施設使用契約を解除する場合は、市が受託者に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第4条、第5条及び第8条の規定の効力は存続する。

また、受託者に事業期間延長の意向がある場合、本協定の有効期間の終了年度の「ミズベラボ・くわな」における事業評価の際に良好な評価を受けることで、最長で5年間、本協定の有効期間を延長することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と受託者の間で協議して定める。

令和6年●月●日

市 所 在 地 三重県桑名市中央町二丁目37番地

氏 名 桑名市長 伊藤 徳宇

受託者 所 在 地

氏名・名称
及び代表者